

継続雇用における再雇用の基準に関する協定書

株式会社東京測器研究所と全日本金属情報機器労働組合東京測器研究所支部は、定年後の継続雇用制度における基準に関し、次のとおり協定を締結する。

定年は当社就業規則の定めによるが、定年以降も継続雇用を希望するものは、定年予定日の6ヶ月前までに会社に申し出るものとし、会社は次の基準を満たす者については、満『65歳』に達するまでの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用する。

【再雇用の基準】

- ①再雇用を希望し、意欲のあるもの。
- ②原則として、定年退職前3年間の出勤率が毎年90%以上の者。
- ③定年退職前10年間の間に、減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
- ④定年退職前3年間において無断欠勤が無いこと。
- ⑤定年退職前直近3カ年の定期健康診断（成人病検査を含む）結果を産業医が判断し、業務遂行に問題が無いこと。

上記中『65歳』とあるのは、以下の期間の区分に応じ、それぞれの区分欄に記載した年齢と読み替えるものとする。

区分Ⅰ	平成18年4月1日より平成19年3月31日まで	62歳
区分Ⅱ	平成19年4月1日より平成22年3月31日まで	63歳
区分Ⅲ	平成22年4月1日より平成25年3月31日まで	64歳

尚、基準の内容に疑義が生じた場合は、相手側に通知し労使が協議する。

平成18年3月28日

全日本金属情報機器労働組合
東京測器研究所支部
執行委員長 伊能 忠彦 ㊟

株式会社東京測器研究所
代表取締役社長 落合 晃 ㊟

以下余白。